

あんしんカメラ利用規約

あんしんカメラ(以下、「本サービス」という)は、浜松ケーブルテレビ株式会社(以下、当社という)が提供するサービスであり、本サービスの提供を受ける者(以下、「契約者」という)との間に結ばれる利用規約は、以下の条項によるものとします。

第1条(利用規約の適用)

- 1 当社は、あんしんカメラ利用規約(以下、「本規約」という)を定め、これにより本サービスを提供します。
- 2 本規約に定めのない事項については、当社インターネット接続サービス契約約款を適用します。
- 3 当社は、必要に応じて本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によるものとします。

第2条(加入の条件)

- 1 本サービスは、当社のインターネット接続サービス契約者が対象です。
- 2 本サービスの提供は、契約者が所有する戸建住宅における個人利用のみを対象とします。
- 3 本規約に同意し、当社が別に定める手順で加入申込をしていただくものとします。

第3条(本サービスの内容)

- 1 当社は、当社が設置するカメラ本体が撮影した画像を、契約者回線を通じ、第4条の規定に従い本サービスを申し込み、これを利用する者がインターネット接続サービスおよび当社指定のスマートフォン向けアプリケーション(以下、「本アプリ」という)を介して確認できるサービスを提供します。
- 2 屋外カメラ・屋内カメラそれぞれ1契約につきカメラ本体を1台貸与します。また契約者は当社と別途追加契約を締結することで、屋外カメラ最大5台・屋内カメラ最大5台までカメラ本体を貸し受けることができます。

第4条(サービス利用契約の成立)

- 1 本サービスへの加入申込をしようとする者はあらかじめ本規約が適用されることを承諾したうえで、当社の指定する方法により加入申込を行い、当社がこの申込に対し承諾することにより、サービス利用契約が成立するものとします。
- 2 サービス提供開始日は、当社が契約者より指定された場所にカメラ本体を設置した日とします。
- 3 当社は、次の場合には申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 当社のサービス提供が技術的な理由等により困難な場合。
 - (2) 当社への料金支払いが滞っている場合。または、過去にその事実があった等、滞る恐れがある場合。
 - (3) 当社の業務遂行上支障がある等、不相当と判断したとき。

第5条(料金の適用)

- 1 本サービスの利用にかかる料金は、本規約の料金表に定めるところによります。
- 2 当社は、第4条2項に定めるサービス提供開始日が属する月の翌月より月額利用料を契約者に請求するものとし、日割りによる請求は行いません。

第6条(契約者が行う契約の解除)

- 1 契約者は、本サービス契約を解除しようとする場合、当社所定の方法により当社にその旨を申し出るものとします。また、本契約は契約者に貸与された解約を希望するカメラ本体が当社へ返却された日が属する月の末日をもって解除されるものとします。
- 2 申込月当月内での契約解除はできません。
- 3 契約者が当社のインターネット接続サービス契約を解除した場合、本サービスも解除されるものとします。

第7条(当社が行う契約の解除)

- 1 当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。
 - (1) 本契約およびその他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 契約者が本規約もしくはインターネット接続サービス契約約款に反する行為を行ったとき。
- 2 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第8条(初期工事費の割引・解約時に生じる料金)

- 1 当社は、本サービスを24ヶ月間継続利用いただくことを条件に初期工事費を割引します。初期工事費は、設置工事の翌月から24ヶ月後まで分割して請求となります。ただし、サービスを利用継続中は、同期間・同額を割引します。
- 2 契約者が24ヶ月未満で解約される場合、サービス利用期間に応じて初期工事費割引の残債分を一括でお支払いいただきます。
- 3 初期工事費割引金額

項 目	金 額
屋外カメラ	一式26,400円(1,100円×24ヶ月)
屋内カメラ	一式13,200円(550円×24ヶ月)

第9条(本サービスの廃止および変更)

当社は、契約者に対し事前に通知のうえ、本サービスの全部または一部を廃止、もしくは変更することができるものとします。

第10条(カメラ本体の貸与)

- 1 当社は、契約内容に基づき契約者に対しカメラ本体を貸与します。
- 2 当社が本規約に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社指定業者が行うものとします。
- 3 契約者は、使用上の注意事項を厳守してカメラ本体の維持管理を行い、解約する場合は当社指定業者にてカメラ本体を撤去し当社へ返却するものとします。なお、契約者は故意または過失によりカメラ本体を故障、破損させた場合や紛失させた場合は、本規約の料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第11条(専用アプリケーションの利用およびアカウント管理)

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、本アプリを自らの費用と責任でスマートフォン等の端末にインストールし、契約者が設定するログインIDおよびパスワード(以下、「アカウント情報」という)を用いて利用するものとします。
- 2 契約者は、自己の責任においてアカウント情報を厳重に管理・保管するものとし、これを第三者に開示、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- 3 アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は契約者が負うものとし、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 4 契約者は、アカウント情報が盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社の指示がある場合はこれに従うものとします。

第12条(禁止事項)

契約者は、本サービスおよび本アプリの利用にあたり、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本アプリの複製、改変、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の解析行為を行うこと。
- (2) 当社、本アプリの提供元(メーカー等)または第三者の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 不正アクセス行為、またはこれを助長する行為。
- (4) 本アプリおよび本サービスの運営を妨害する行為、または当社および本アプリの提供元の信用を毀損する行為。
- (5) その他、法令もしくは公序良俗に反する行為、または当社が不適当と判断する行為。
- (6) 本アプリの提供元が提示するアプリケーション利用規約等に違反する行為。

第13条(映像データの管理責任)

- 1 本サービスによりカメラ本体に内蔵される記録媒体に録画された映像の所有権は、契約者に帰属するものとし、契約者は、本サービスにより録画された映像およびアカウント情報の管理について責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者は、契約者の判断でこれに対処するものとします。
- 2 本サービスにより録画される映像は永年に蓄積されるものではなく、カメラ本体に内蔵される記録媒体の容量に応じて、順次上書きされていくものであることを契約者はあらかじめ承諾する

ものとしします。

第14条(保証)

- 1 当社は、当社指定業者による設置時において、カメラ本体をその目的に従った利用をした場合に正常に機能することのみを保証します。
- 2 当社は、契約者が本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、契約者の責任ではない故障、破損等が生じた場合に限り、当社負担でカメラ本体の修理もしくは交換を行います。

第15条(責任の範囲)

- 1 当社は、契約者が本サービスの利用に起因する損害(情報等が破損もしくは滅失したことによる損害)を被ることがあっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとしします。
- 2 当社は、契約者の利用するスマートフォン等の端末の不具合、OSや本アプリのバージョンによる不具合、インターネット接続環境や通信障害等に起因して、本サービスまたは本アプリが正常に利用できないことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとしします。

附則 この規約は2026年10月1日 より施行します。

【料金表】

契約者は、本サービス利用に際し、下表に定める料金を支払うものとしします。

1 初期工事費用

項 目	金 額
屋外カメラ設置費用	37,400円／式
屋内カメラ設置費用	18,700円／式

2 月額利用料金

項 目	金 額
屋外カメラ	1,650円／台
屋内カメラ	550円／台

3 機器損害金

項 目	金 額
屋外カメラ	22,000円／台(不課税)
屋内カメラ	11,000円／台(不課税)

表記の金額は、特記がある項目を除き全て税込価格です。